

婚姻届

令和 6年 3月 1日 届出

愛媛県八幡浜市 長 殿

ここには何も記入しないで下さい

婚姻届を記入した日ではなく、婚姻届を提出する日を記入します

証人は2名必要です
未成年の方は証人になることは出来ませ

(よみかた)	夫 になる 人		妻 になる 人	
氏 名	はちにし いちろう 氏 名		えひめ はなこ 氏 名	
生 年 月 日	八西 一郎 平成 6年 4月 1日		愛媛 花子 平成 7年 5月 7日	
住 所	愛媛県八幡浜市北浜一丁目 番地 1番 1号		愛媛県松山市二番町四丁目 番地 7番地 2番 号	
(住民登録をしているところ)	世帯主の氏名 八幡 太郎		世帯主の氏名 松山 春子	
本 籍	愛媛県八幡浜市保内町宮内 番地 1番耕地260番		愛媛県松山市二番町四丁目 番地 7番地 2番	
(外国人のときは国籍だけを書いてください)	筆頭者の氏名 八幡 太郎		筆頭者の氏名 松山 花子	
父母及び養父母の氏名 父母との続き柄	父 八幡 太郎 母 良子	続き柄 長 男	父 松山 勇二 母 松山 春子	続き柄 二 女
(右記の養父母以外にも養父母がいる場合には、その他の欄に書いてください)	養父 八西 三郎 養母 吉江	続き柄 養子	養父 愛媛 五郎 養母 愛媛 ナツコ	続き柄 養女
婚姻後の夫婦の氏・新しい本籍	<input checked="" type="checkbox"/> 夫の氏 <input type="checkbox"/> 妻の氏	新本籍(左の☑の氏の人ですべてに戸籍の筆頭者となっているときは書かないで下さい) 愛媛県八幡浜市保内町宮内 1番耕地260番		
同居を始めたとき	令和 5年 9月 (結婚式をあげたとき、または、同居を始めたときのうち早いほうを書いてください)			
初婚・再婚の別	<input checked="" type="checkbox"/> 初婚 再婚 (<input type="checkbox"/> 死別 <input type="checkbox"/> 離別)		<input type="checkbox"/> 初婚 再婚 (<input type="checkbox"/> 死別 <input checked="" type="checkbox"/> 離別)	
同居を始める前の夫婦のそれぞれの世帯のおもな仕事と	<input type="checkbox"/> 夫 <input checked="" type="checkbox"/> 妻 1. 農業だけまたは農業とその他の仕事を持っている世帯 <input type="checkbox"/> 夫 <input type="checkbox"/> 妻 2. 自由業・商工業・サービス業等を個人で経営している世帯 <input type="checkbox"/> 夫 <input type="checkbox"/> 妻 3. 労働者世帯で勤め先の従業者数が5人以下(パート・アルバイトの契約の雇用者は5)の世帯(パート・アルバイトの雇用者は5)の世帯(日々または1年未満の契約の雇用者は5) <input checked="" type="checkbox"/> 夫 <input type="checkbox"/> 妻 4. 公務員(国・地方公共団体)の団体の役員(パート・アルバイト)の世帯(日々または1年未満の契約の雇用者は5) <input type="checkbox"/> 夫 <input type="checkbox"/> 妻 5. 1から4にあてはまらないその他の仕事をしている者のいる世帯 <input type="checkbox"/> 夫 <input type="checkbox"/> 妻 6. 仕事をしている者のいない世帯 <small>(国勢調査の年...年...の4月1日から翌年3月31日までに届出をするときだけ書いてください)</small>			
夫 妻 の 職 業	夫の職業 事務職		妻の職業 専門・技術職	
届出人署名(押印は任意)	夫 八西 一郎		妻 愛媛 花子	

両親が婚姻中の場合、母の氏は記入しません
(父母の婚姻中に、お亡くなりになった場合も同様)

婚姻後、夫の氏を称する場合は「夫の氏」に、妻の氏の場合は「妻の氏」にチェックします

結婚式も同居もしていない場合は、記入の必要はありません

署名は必ず本人が行ってください。

本届書中
字加入
字削除
字訂正

届
出
印

該当する項目にチェックします

書き間違えた場合は、二重線を引き、空いている欄に記載しなおして下さい

両親が離婚している場合、母の氏も記入します

原則、婚姻されたら両親の戸籍から抜けて、ここに記載された新本籍地に、夫婦で新戸籍を編製します
(※再婚の場合等、記入の必要が無い場合があります)

離婚している場合は、離婚日を記入します

記入の注意

- 届書は1通でかまいません。鉛筆や消せるボールペンでは書かないで下さい
書き間違いがあった場合、修正液を使用して訂正しないで下さい
- 文字は丁寧に簡略をせずに記入をお願いします
【菊池】を【菊池】 又は【壽】を【寿】 又は【恵】を【恵】と、簡略して書かない
【1番耕地5番地】を【1-5】 又は【一丁目1番1号】を【1-1-1】と、簡略して書かない
本籍が住所と同じでも、「同上」と記入しないで下さい
- 婚姻届書にも記載の注意事項が記載されていますので、ご確認下さい

屋間連絡のつく連絡先を記入して下さい

連絡先 八幡 一郎
電話(090) XXXX-YYYY 番
自宅・勤務先・呼出 方

署 名 (押印は任意)	八幡 太郎	松山 春子
生 年 月 日	昭和 45年 8月 12日	昭和 48年 9月 25日
住 所	愛媛県八幡浜市北浜一丁目 番地 1番 1号	愛媛県松山市二番町4丁目 番地 7番地 2番 号
本 籍	愛媛県八幡浜市保内町宮内 番地 1番耕地260番	愛媛県松山市二番町4丁目 番地 7番地 2番

届出に必要な書類等

- 本人確認書類(運転免許証やマイナンバーカード、健康保険証等)
窓口に来庁されたかたの本人確認を行います

よくある問い合わせ

以下の内容は、全て八幡浜市に婚姻届出をすることを前提にしています

【届出方法について】

- ・市役所が休日(又は夜間)でも届出することは出来ますか？
地下宿直室で届出が出来ます
※後日、業務時間中に戸籍担当者が婚姻届を確認し、不備が無ければ婚姻成立となります
不備があれば、業務時間中に市民課まで来庁して頂くことがあります
※住所や世帯の変更は別に届出が必要です。平日の勤務時間中に届出して下さい
- ・届出は保内庁舎でも出来ますか？
出来ます。(保内庁舎では平日時間内のみ受付ができます)
- ・夫婦二人で窓口に来庁して、届出をしないといけませんか？
夫婦揃って窓口に来庁する必要はありません
- ・住民登録地以外でも届書は提出できますか？
以下の①又は②のいずれかで届出が出来ます
①夫の住民登録地又は本籍地
②妻の住民登録地又は本籍地
※①又は②以外の場所で届出をされる場合は、窓口にご相談下さい

【住所欄の記入について】

- ・婚姻届と同時に他市から八幡浜市に転入届をする予定ですが、婚姻届には旧住所を記入すればいいですか？
以下の①又は②の場合には新住所を記入してください
①婚姻届と同時に、他市区町村から八幡浜市へ転入届出をする場合
②婚姻届と同時に、八幡浜市内で転居届出をする場合

【本籍地欄の記入について】

- ・筆頭者が既に死亡している場合は、誰の氏名を書けばいいですか？
戸籍の筆頭者は死亡しても他の人に代わることはありません
よって、死亡している方の氏名を記入してください

【父母欄の記入について】

- ・父は既に亡くなっているのに、空欄でかまいませんか？
亡くなっても両親の氏名は記入してください
- ・私には養父(養母)がいますが、養父母の氏名を養父母欄に記入すればいいですか？
養父母欄に氏名を記入してください

【婚姻後の新本籍地の記入について】

- ・実際に住んでいない住所を、新本籍地とすることが出来ますか？
実在する住所(地番)なら出来ます
- ・私の現在の本籍地と同じ場所に新本籍地を置くので、新本籍地は記入しなくてもいいですか？
現在の本籍地と同じ場所でも、新本籍地を記入してください
ただし、以下の場合には新本籍地の記入は必要ありません
既に戸籍の筆頭者になっている方と婚姻し、婚姻後はその人の氏を称する場合

【同居を始めたとき欄の記入について】

- ・結婚式もあげてなく又同居もしていない場合は、どのように記入すればいいですか？
空欄でかまいません。婚姻届書の左側下段の「その他」の欄に以下のように記入して下さい

その他

(5) 欄は、挙式前・同居前につき空欄

【初婚・再婚の別欄の記入について】

- ・離婚日を忘れたので記入できません、どうすればよいですか？
分かる範囲で記入をお願いします。又、婚姻届を提出する際に、その旨をお伝え下さい

【その他】

- ・氏の変更があった場合、個人番号カードはどうなりますか？
変更があったことを追記しますので、平日に本人確認書類とともに住所地の市町村へお持ち下さい

- その他ご不明な点がございましたら、下記までお問い合わせ下さい

八幡浜市役所 市民課 0894-22-3111(内線1117)